

廃第1552号
令和2年1月22日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2第1項及び第15条の3第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消しましたので通知します。

記

1 被処分者

住所 千葉県佐倉市城766番地の1

氏名 株式会社林建材

代表取締役 林 孝至

2 許可内容

(1) 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第01210044345号

許可年月日 平成29年9月11日

事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を含む。)

(2) 許可の種類 産業廃棄物処分業

許可の番号 第01220044345号

許可年月日 平成25年12月27日

事業の区分 破碎及び圧縮による中間処理

(3) 許可の種類 産業廃棄物処理施設の設置

許可の番号 産業廃棄物処理施設の設置許可 (廃棄物の処理及び清掃に関する

法律施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第493号）

附則第2条第2項）

許可年月日 _____

事業の区分 _____

3 処分年月日

令和2年1月22日

4 行政処分の内容

許可の取消し

5 行政処分の理由

株式会社林建材は、千葉県知事から法第19条の3の規定により、平成31年2月25日付け千葉県廃達第1974号による改善命令書をもって、平成31年5月24日までに、同社中間処理場において同社が保管する産業廃棄物として処理を受託した木くず、廃石膏ボード及び廃プラスチック類を主とした混合廃棄物について、法第12条第1項に定める産業廃棄物処理基準のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第2号ロ（3）に規定する保管する産業廃棄物の数量（同社中間処理場に設置する破碎施設及び圧縮施設それぞれの1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量）に適合させることを命じられた。

しかし、同改善命令書に記載された履行期限までに上記措置を完了せず、令和元年11月25日に至った。（改善命令違反）

この事実により株式会社林建材は、法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号（違反行為をしたとき）に該当するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分基準（平成24年3月23日制定）により、法第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号（違反行為をし、情状が特に重いとき）に該当した。

【担当】

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL：043-223-2684

FAX：043-221-5789